

令和7年玄海町議会定例会2月会議会議録

招 集 年 月 日	令和7年1月6日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和7年2月10日午前10時30分		議 長	井 上 正 旦 君	
	散 会	令和7年2月10日午前10時45分		議 長	井 上 正 旦 君	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○
	7	池 田 道 夫 君	○	8	上 田 利 治 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	井 上 正 旦 君	○
会議録署名議員	6 番	宮 崎 吉 輝 君		5 番	山 口 寛 敏 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	岩 崎 一 男 君		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君	
	防災安全課長	日 高 大 助 君		企画商工課長	熊 本 秀 樹 君	
	住民課長兼会計管理者	中 山 昌 直 君		福祉・介護課長	中 山 ふ み 君	
	こども・ほけん課長	黒 田 佐 織 君		農林水産課長	鶴 田 豊 明 君	
	まちづくり課長	鈴 木 博 之 君		生活環境課長	山 口 三 成 君	
	教 育 課 長	加 納 晴 美 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長	中 村 大 造		議会事務局書記	渡 辺 健 太	

令和 7 年玄海町議会定例会 2 月会議議事日程（第 1 号）

令和 7 年 2 月 10 日 午前 10 時 30 分再開（開議）

日程 1 会議録署名議員の指名について

日程 2 会議期間の決定について

日程 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（令和 6 年度玄海町一般会計補正予算（第 9 号））

日程 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（令和 6 年度玄海町下水道事業会計補正予算（第 2 号））

日程 5 議案第 2 号 令和 6 年度玄海町一般会計補正予算（第 10 号）

日程 6 議案第 3 号 令和 6 年度玄海町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

午前 10 時 30 分 再開（開議）

○議長（井上正旦君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年玄海町議会定例会 2 月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（中村大造君）

報告いたします。

本定例会 2 月会議に、別紙のとおり報告 2 件、補正予算 2 件、以上議案 4 件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（井上正旦君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（井上正旦君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、6 番宮崎吉輝君、5 番山口寛敏君を指名いたします。

日程 2 会議期間の決定について

○議長（井上正旦君）

日程 2. 会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会 2 月会議の会議期間は、本日 2 月10日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会 2 月会議の会議期間は、本日 2 月10日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（令和 6 年度玄海町一般会計補正予算（第 9 号））

○議長（井上正旦君）

日程 3. 報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、報告第 1 号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

町長の専決処分に関する条例第 2 号の規定により、専決処分をしましたので、地方自治法第180条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和 6 年度玄海町一般会計補正予算（第 9 号）でございます。

専決理由及び補正内容としましては、北部浄化センターの機器の故障に伴い、当該施設の復旧対応に要する経費を早急に予算措置する必要があるため、一般会計の増額補正を行いました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億9,909万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を121億5,614万5,000円とするものでございます。

歳入補正予算の内容としましては、18款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入

金 4 億 9,909 万 2,000 円の増額は、全体の財源調整として歳出に計上しております公共施設整備基金積立金の減額に加えて、財政調整基金の取り崩しを増額するものでございます。

次に、歳出補正予算の主なものとしましては、8 款土木費、5 項下水道費、1 目下水道費、下水道事業会計繰入金 9 億 2,340 万 9,000 円の増額は、冒頭御説明しましたとおり、北部浄化センターの機器の故障に伴う復旧対応に要する経費を計上するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

日程 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（令和 6 年度玄海町下水道事業会計補正予算（第 2 号））

○議長（井上正旦君）

日程 4. 報告第 2 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

次に、報告第 2 号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

町長の専決処分に関する条例第 2 号の規定により、専決処分をしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和 6 年度玄海町下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

専決理由及び補正内容といたしましては、報告第 1 号で御説明させていただいたとおり、北部浄化センターの復旧対応に要する経費を早急に予算措置する必要があるため、増額補正を行いました。

まず、収益的収支では、収入支出ともに 8 億 7,340 万 9,000 円を増額し、補正後の収入総額を 13 億 7,278 万 3,000 円とし、補正後の支出総額を 13 億 2,996 万 7,000 円とするものでございます。

収入については、北部浄化センターの復旧対応費を見込み、一般会計からの繰入金を増額

するものでございまして、支出の内訳としましては、汚水移送費、電気機械関連の修繕費、現地対応職員の人件費などを計上するものでございます。

次に、資本的収支において収入支出ともに5,000万円を増額し、補正後の収入総額を2億7,032万6,000円とし、補正後の支出総額を3億7,692万7,000円とするものでございます。

収入については、北部浄化センターの復旧対応費用を見込み、一般会計からの繰入金を増額するものでございまして、支出の内訳としましては、電気及び機械関連の更新費用を計上するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

日程5 議案第2号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第10号）

○議長（井上正旦君）

日程5. 議案第2号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、提案しております議案について提案理由を御説明いたします。

議案第2号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,676万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を125億7,290万5,000円とするものでございます。

補正内容としましては、先ほど御説明させていただいたとおり、北部浄化センターの復旧対応に要する経費について補正を行うものでございます。

まず、歳入補正予算としましては、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金4億1,676万円の増額は、全体の財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額するものでございます。

続きまして、歳出補正予算としましては、8款土木費、5項下水道費、1目下水道費、下

水道事業会計繰出金 4 億 1,676 万円の増額は、北部浄化センターの機器の故障に伴う復旧対応に要する経費として、仮設水処理設備のリース料及び設置費用に充てるため、繰出金を増額するものでございます。

なお、繰出金のうち、仮設水処理設備の設置費用に関する建設改良費の 3 億円について、第 2 表の繰越明許費を設定しております。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9 番（岩下孝嗣君）

この補正予算は、北部浄化センターの故障によるものといいますか、7 年 1 月 21 日に浄化センターの電気装置の故障で地下 1 階、2 階に汚水が満タンになり、生活インフラである下水処理場が使えなくなったということで、やむを得ぬものでありますが、こういうふうになった原因というのは非常に大きなものがあると思います。

したがって、復旧は一日も早くせねばなりません、今後ともこういうことがあったら住民の生活に非常に不便を来すどころではなく、生活そのものができなくなりますので、同じように南部の浄化センターも同じ種類でございますので、今後の対応をしっかりと考えていただいて、いつごろまでに復旧するのか、先ほど議員協議会での説明を受けましたので細かいことは除きますが、その辺の見通し、住民に対する不安の解消、その辺をどのように考えておられるか質問いたします。

○議長（井上正旦君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

御質問に対して、御答弁申し上げます。

住民の皆様また議員の皆様には大変御迷惑をおかけしております。北部浄化処理場ですが、先ほど申しましたように、機器の故障により電気が遮断され故障しておって、皆さんに御迷惑をおかけしてるところでございます。御質問にありましたように、北部でこういった事故が起こっておりますし、そして南部も同じ処理施設でありまして同系統でありますので、今後もそういった形にならないように私たちも今後の対応もしていきたいと思っております。

す。何分まだ未定ではありますが、リースでの設置、それから買い取りの設置も半年以上はかかるということを業者さんのほうから聞いております。できるだけ早急に処理場が復旧しますように、そして皆様の生活排水が自由に流せるような対応を今後もしていきたいと思っております。そしてまた、事故状況、またこのような復旧作業がどのくらいで改善できるものか、そういったところが分かればその都度、議会の皆様にお示ししたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上正旦君）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第3号 令和6年度玄海町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（井上正旦君）

日程6. 議案第3号 令和6年度玄海町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第3号 令和6年度玄海町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、収益的収支では、収入支出ともに１億1,676万円を増額し、補正後の収入総額を14億8,954万3,000円とし、補正後の支出総額を14億4,672万7,000円とするものでございます。

収入については、北部浄化センターの復旧対応費用を見込み、一般会計からの繰入金を増額するものでございまして、支出としましては、仮設水処理設備のリース料を計上するものでございます。

次に、資本的収支において、収入支出ともに３億円を増額し、補正後の収入総額を５億7,032万6,000円とし、補正後の支出総額を６億7,692万7,000円とするものでございます。

収入については、北部浄化センターの復旧対応費用を見込み、一般会計の繰入金を増額するものでございまして、支出としましては、仮設水処理設備の設置費用を計上するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第３号 令和６年度玄海町下水道事業会計補正予算（第３号）は原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会２月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よっ

て、令和 7 年玄海町議会定例会 2 月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時45分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員